

貨物自動車運送事業者 各位

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

健康起因事故を踏まえた行政処分の強化について

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当実施機関の事業運営に種々ご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年5月28日付け 同年6月1日施行で処分基準が一部改正されました。本紙の上段に処分基準の新旧対照表、中段に事故発生時の基準日車目安を記載し、下段にこれを踏まえたポイントをまとめております。健康管理の一助として参考にして頂ければ幸いです。

敬具

新		旧	
事 項	基準日車等		事 項
	初違反	再違反	
乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)	10日車	20日車	乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)
酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)			1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注)
①未受診者1名	警告	10日車	①未受診者1名
②未受診者2名	20日車	40日車	②未受診者2名
③未受診者3名以上	40日車	80日車	③未受診者3名以上
2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)	40日車	80日車	(新設)
3 疾病、疲労等乗務	80日車	160日車	2 疾病、疲労等乗務
4 薬物等使用乗務	100日車	200日車	3 薬物等使用乗務
(注1)疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診されていない状態で乗務されることをいう。			(注)疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診されていない状態で乗務されることをいう。
(注2)健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失が発症し、負傷者(当該運転を除く)が生じた重大事故等をいう。			(新設)
(注3)事業者が、当該運転者の事故発生から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにも関わらず、再検査を受診せずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。			(新設)

基準日車目安			
	初違反	再違反	
(1) 事故発生から過去1年以内に健康診断未受診の場合。	40日車	80日車	
(2) 事故発生から過去1年以内に健診は受けているが、医師の診断区分で再検査等が必要なのにも関わらず全く対応していない場合。	40日車	80日車	
(3) 事故発生から過去1年以内に健診は受けている。医師の判定(診断区分)で再検査等が必要な場合に事業者として当該運転者に受診指示などの記録はある。	管理、対応状況による	管理、対応状況による	

健康起因事故の発生時に備え見直すべきポイント	
運転者の健康診断結果が二次健康診断や保健指導が必要な場合は、勧奨したことを診断結果等に日時やサインを記入すること。 線部分の詳細は下記記載。	※下
二次健康診断の受診勧奨等(脳血管と心臓の状態を把握するための労災二次健康診断) 事業者は、一次健康診断における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。	
健康診断の保健指導 事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うこと。	